

消費税仕入税額控除の適用要件

(注意しないと納付する消費税が増えてしまいます)

課税事業者が仕入税額控除(注1)を受けるためには、適格請求書(インボイス)の保存が条件となります。

令和5年10月1日にスタートしたインボイス制度では、仕入税額控除の要件が以前に増して厳格なものとなっています。預金もしくは現金により支払いをした際には、これに関する請求書・領収書などが発行されますが、その資料が適格請求書の要件を満たし(注2)、かつ、それを保存していることが税額控除の要件となります。

これらの要件のうち、一つでも欠けた場合には、税額控除をすることができません。今後消費税控除の対象となる支払については、適格請求書をきちんと保存してください。この保存がないという理由だけで、税額控除はできません。

クレジットカードで支払いをした場合、カードで支払った際の領収書が必要となります。カード明細の保存だけでは税額控除をすることができません。

弊事務所におきましても、適格請求書の保存がない場合、税額控除の処理はできませんのでご承知おき願います。

注1：仕入税額控除とは

消費税を納税する際、売上時に預かった消費税から、仕入時に支払った消費税を差し引いて納めることのできる制度です。

納める消費税額 = ①売上時の消費税 - ②仕入時の消費税(適格請求書があるもの)

* 適格請求書が保存されていないと、②仕入時の消費税が減って納める消費税額が増えます。

注2：適格請求書の要件を満たすとは、以下の全てが記されている事です。

- ①売り手の氏名及び登録番号
- ②取引を行った年月日
- ③取引内容
- ④対価の側の合計額及び適用税率
- ⑤消費税額等